

■ 後期高齢者医療保険料のお知らせ

被保険者の皆さんへ「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に郵送しますので、確認してください。

保険料の計算方法について

保険料	均等割額	所得割額
※最高限度額64万円 10円未満切り捨て	55,687円 ※世帯の所得に応じて軽減措置あり	総所得金額等 －基礎控除額(※1) × 10.77% (※1) 合計所得金額が2,400万円以下 の場合は43万円、2,400万円を超える 場合は異なる

■ 均等割額の軽減

本年度は、世帯の所得状況にあわせて保険料軽減措置(被保険者均等割の7割・5割・2割軽減)をします。これまで特例により緩和されていた7.75割は、令和3年度から本則通りの7割軽減になります。

■ 被用者保険(注)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、後期高齢者医療加入後2年間、均等割額が5割軽減されます。また、所得割額はかかりません。

※注…被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。

国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先されます。

■ 新型コロナウイルス感染症などによる減免・支給などの申請手続き

新型コロナウイルス感染症などの影響により、次の手続きができる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

①後期高齢者医療保険料の減免

世帯主が新型コロナウイルスにより死亡、または重篤な傷病を負った場合や、世帯主の収入が減少した人などを対象に後期高齢者医療保険料の全部または一部を減免できる場合があります。

②傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている被保険者が給与の全部または一部を受けることができなかった場合、傷病手当金の支給の対象となることがあります。

③保険料の徴収猶予・医療機関窓口での一部負担金の減免

保険料の納付や医療機関窓口での一部負担金の支払いが一時に困難となった場合、最長6カ月の徴収・支払いを猶予できる場合があります。

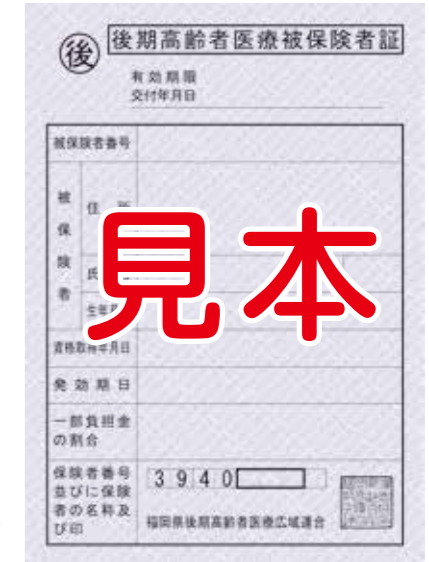
後期高齢者医療保険のお知らせ

問い合わせ 国保年金課公費医療係(☎内線305・315)

■ 8月から被保険者証が新しくなります

8月1日から使用できる新しい被保険者証(紫色)を、7月下旬に郵送します。有効期間は8月1日～翌年7月31日までの1年間です。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期間で交付することがあります。

※例年、被保険者証は簡易書留で郵送していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特定記録(住所の郵便受けに直接投函)で郵送します。



8月1日から使用できる新しい被保険者証(紫色)▶

■ 被保険者証の自己負担割合を確認してください

自己負担割合は、前年の所得をもとに、1割か3割に決定します。通常1割ですが、同じ世帯の被保険者いずれかの市町村民税の課税所得が145万円以上の場合は3割となります。

ただし、次の1か2に該当する場合は、申請すれば自己負担割合が1割になります。対象者には、6月に通知していますので、まだ申請していない人は7月末日までに申請してください。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合で被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①または②に該当)
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新について

現在の限度額適用認定証(注1)と限度額適用・標準負担額減額認定証(注2)(以下認定証等)の有効期限は7月末日です。認定証等をすでに持つ人で本年度も認定証等を発行できる人には、8月1日から使用できる新しい認定証等を、被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

新たに交付を希望する場合は、市窓口での申請手続きが必要です。

(注1)限度額適用認定証とは

負担割合が3割の人で、所得が一定額未満の人に発行します。

(注2)限度額適用・標準負担額減額認定証とは

世帯全員が市町村民税非課税に該当する人に発行します。

(注1・2共通)あらかじめ医療機関窓口で提示すると、入院や高額な外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担額が限度額までとなります。